

板倉町スズメバチの巣駆除費補助金のご案内



板倉町では、町民の安全な生活環境を保全するため、スズメバチの巣を業者に依頼して駆除したかたに対して、駆除費の一部を補助します。

1 対象となる巣

スズメバチ（ハチ目スズメバチ科）が出入りしている巣

※アシナガバチ、ミツバチなどの巣や、冬季に巣の中の蜂が死滅した空巣は対象外

※事業所（工場・商業施設・事務所等）の土地、建物等にできた巣は対象外

2 補助対象となるかた

(1) 町内においてスズメバチが営巣している建物又は土地（いずれも店舗、事務所、工場、その他事業の用に供するものを除く。）の所有者、管理者又は賃借人。

※世帯全員が、町税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないかたに限る。

※当該建物がアパート、マンションその他の集合住宅である場合は、自ら居住する住戸、またはベランダ若しくはバルコニーにおいて駆除を行ったかたに限る。

(2) 行政区又は地域住民が主体的に使用及び管理している「建物」の所有者又は管理者
行政区又は地域住民が主体的に使用及び管理している「土地」の所有者又は管理者

3 補助金額

業者に依頼してスズメバチの巣の駆除に要した費用（消費税を含む）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）。※なお、上限10,000円

4 申請方法及び申請期限

駆除後、次の書類を板倉町役場住民環境課環境係へ全て提出してください。なお、**申請期限は、駆除した日の属する年度の3月31日まで**

(1) 板倉町スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

《添付書類》

- 駆除業者による駆除に要した費用に係る領収書の写し
- 駆除した場所がわかる見取り図
- 駆除前のスズメバチの巣の写真及びその周辺の写真
- 駆除後のスズメバチの巣の写真及びその周辺の写真

（駆除前に写真を撮影した場所と同じ場所から撮影したものに限り。）

⇒裏面では、具体的な写真の撮影例をイラストで示しますので、必ずご確認ください。

(2) 板倉町スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書（様式第3号）

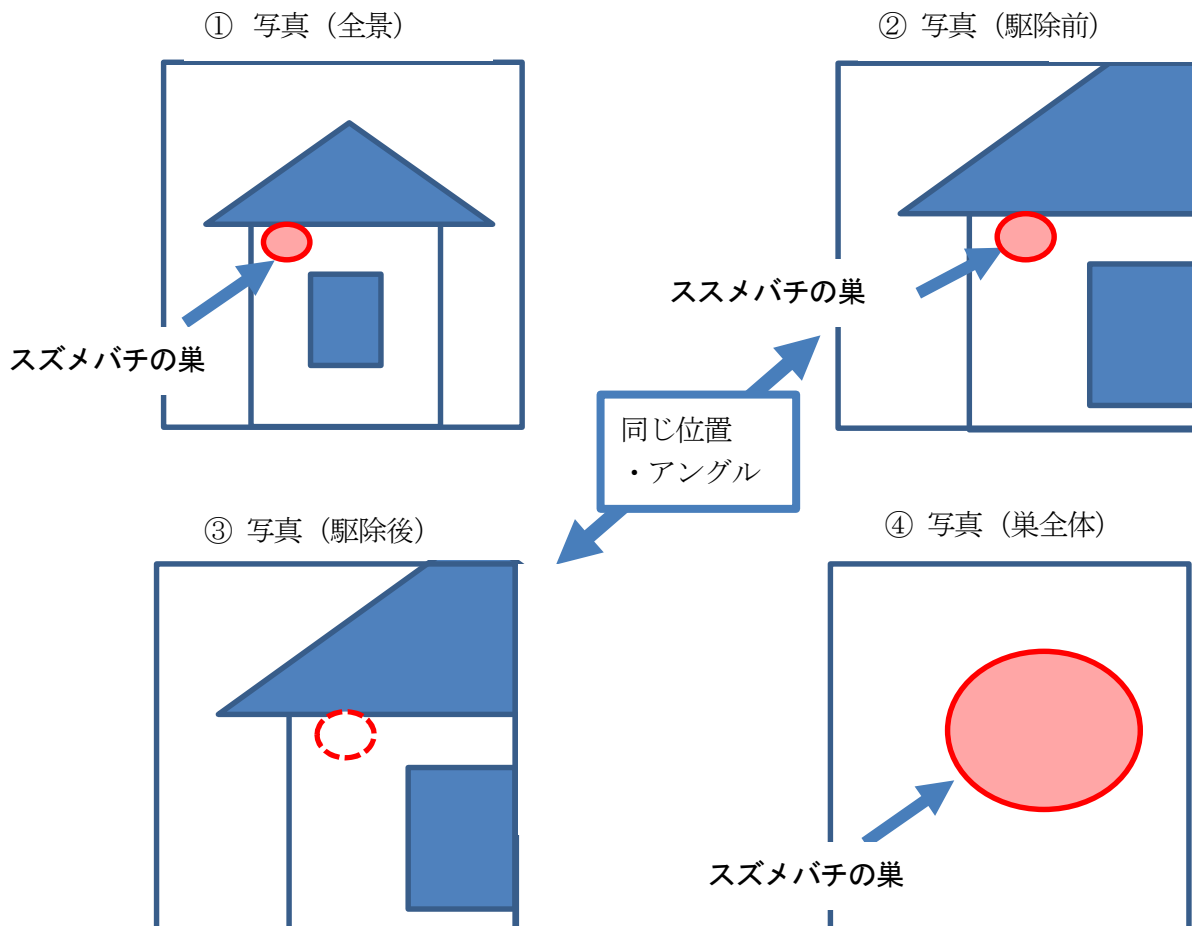
《添付書類》

- 振込先が確認できる通帳の見開き1ページ目の写し

※振込先については、補助金申請者と同じ名義人の口座としてください。

※申請に必要な様式は、役場庁舎1階の窓口③の住民環境課環境係にあります。また、町ホームページからもダウンロード可能です。

《写真の撮影例》



- ・写真はカラーとします。
- ・写真は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、①から④の写真の順で並べて印刷もしくは貼付してください。
- ・写真の信憑性の観点から、写真の編集・加工は不可。

5 駆除業者

業者に心当たりのないかたは、以下の近隣事業者または、インターネット等で業者を調べていただくようお願いします。

※駆除にかかる費用等の詳細は、直接業者にお問い合わせください。

※巣の場所や大きさ等の条件により、業者によって金額が異なる場合があります。必要に応じて複数の業者に相談や見積を行うなど、契約上のトラブルがないよう十分ご検討の上、ご依頼ください。

【近隣事業者】

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ①伊藤ビル管理(有) 板倉町板倉1763-1 | 【電話】0276-82-0568 |
| ②コメリハード&グリーン板倉ニュータウン店 板倉町海老瀬8487-2 | 【電話】0276-70-4120 |
| ③リビングサービス 館林市緑町2丁目25-31 | 【電話】0276-71-0803 |
| ④(株)中島園芸 館林市青柳町379 | 【電話】0276-73-4569 |
| ⑤環境のトップ(白井薬品(株)) 館林市新栄町1866 | 【電話】0120-009-168 |

《申請・問合せ》板倉町 住民環境課 環境係【電話】0276-82-6132